

違反是正事例（事例5－3）

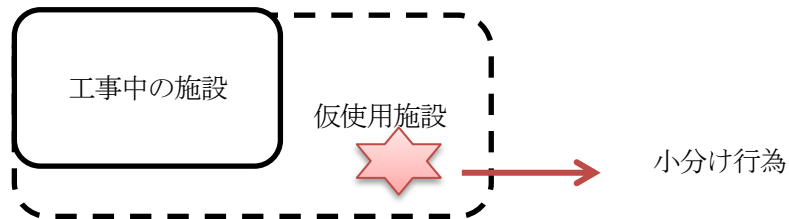
テーマ < 変更工事途中の小分けによる取扱基準違反に対する違反処理 平成20年 >

- ▶ 事務所工事に伴う、仮使用中の給油取扱所で小分け行為を行い、その取扱基準違反と危険物保安監督業務の不備を是正させた違反処理の事例

施設の概要

- (1) 屋外給油取扱所
- (2) 所有者 K商事
- (3) 工事等計画

事務所の大幅改造中であつたことから、変更許可と仮使用承認を受け、給油空地に仮囲いを設けた上で給油所の営業を行っていた。



違反是正の概要

- (1) 違反覚知の端緒

K商事の給油所運営には法令違反があるのではないかという匿名の電話が複数件寄せられ、消防機関で調査を行った。この地域では、小型船舶等を所有する者が、混合オイルを作るためにガソリンを購入しに来るケースが非常に多くあつた。

K商事では、頻繁に18ℓのポリ缶を持参してきたものにガソリンを給油して販売しており、売り上げ伝票で確認したところ、1日にガソリンの指定数量以上の量を販売していることが明らかになった。小分け行為は、次のような消防法令違反があると判断した。

ア ガソリン計量器から容器に小分けした量が1日に指定数量以上となっているので、消防法第10条第1項に違反する。

イ 18ℓのポリ容器に給油所内でガソリンを小分けしたことは、取扱基準違反として消防法第10条第3項にも違反する。

ウ 法令違反の取扱行為を行っていることから、消防法第13条第1項の保安監督業務が十分行われていない。

(2) 指導経過

ア ガソリンの小分け販売は、給油取扱所ではできないので、直ぐに中止するよう指導したが、給油取扱所の関係者から「この地域の人達の多くは、生活の一部として混合油を使う機会が多く、ガソリンの小分け販売を断ると激しい批判が返ってくるので、なかなか止められないのだ」と主張し、消防さえ目をつむってくれればと懇願する始末である。

イ ガソリンの小分け販売需要があるのであれば、別にガソリンの小分け販売用として、一般取扱所を設置してはどうかと指導したが、この案に回答しない状況である。

ウ 早急に保安監督者を指定し、ガソリンの小分け販売及び小分けした容器等が危険物の種類に適合していないなどの保安上の問題を解消させるように、従業員等に対して教育を行わせるように指示した。

(3) 違反事項の通知

指導に対して、法令違反の状況が速やかに改善される見込みはないと判断されたことから、消防法違反でガソリンの小分け行為を告発する予定であることを書面で通告した。

(4) 仮使用の承認の取消

この施設は、変更許可に際して仮使用の承認を得ていた部分を使用してガソリンの小分け販売を行っていたので、まず、仮使用承認の取消しを行い、ガソリン計量器の使用を止めさせるために、当該承認の取消書を交付し、現に計量器の使用を中止させた。

(5) 弁明の付与と命令の発出

仮使用承認を取消してから20日あまりが経過したとき、変更許可に係る事務所の改造が終了する状況が近くなったので、未だに危険物保安監督業務が適正に行われる体制づくりが不十分だと判断されたことから、そのことを理由に急ぎ弁明の機会の付与手続を行い、消防法第12条の2第2項の使用停止命令を発出した。

その内容は、「・・・〇月〇日までの間は、給油取扱所の使用を停止すること。」という形式で1週間の使用停止を求めた。

(6) 告発の準備

上記措置の後、ガソリンの小分け販売が将来にわたって行われないよう心理的な抑制を加える目的で、当該、ガソリンの指定数量以上の小分け行為に対して、消防法第10条第1項及び同条第3項違反として、告発の事務処理を始めた。

(7) 違反事項の改修

その後、K商事からは、従業員等の教育計画が提出され、誠実にこの計画に従って教育を行っていくとの誓約書などの提出が行われたので、告発措置を取ることを見合わせた。

(事例 5 - 3) グループ検討

テーマ < 変更工事途中の小分けによる取扱基準違反に対する違反処理 平成 20 年 >

1 仮使用承認の取消しに伴う行政手続きについて

工事中の仮使用施設における取扱基準違反に対して、行政手続きを経ずに仮使用承認を取消したることについて、検討してください。

2 一の行為に対して、行政違反条項を複数課すことについて

給油取扱所におけるガソリンの小分け行為に対して、消防法第 10 条第 1 項違反と併せて同条第 3 項違反を 2 つ課して、告発を発出しようとしたことについて、検討してください。

3 危険物施設の使用停止命令について

消防法第 12 条の 2 使用停止命令の発出にあたっては、弁明の付与が求められるが、このことを確認してください。

次に、変更許可の完成検査が行われる前に使用停止命令が発出され、その後に完成検査を行って、施設全般の完成検査済証を交付している事務手順について、検討してください。

4 保安監督業務の懈怠に対する使用停止命令について

保安監督業務の不履行を理由として、完成検査が終了した施設に使用停止命令を発出すること、また、その期間を 1 週間としたことについて、検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討